

周南市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

周南市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月5日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市印鑑条例の一部を改正する条例

周南市印鑑条例（平成15年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものをいう。以下同じ。）を利用することにより、」を「端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより」に改める。

第13条第3項中「個人番号カードの交付を受けている」を削り、同項第1号を次のように改める。

（1） 登録者が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「個人番号カード」という。）を添えて印鑑登録証明書交付申請書を提出し、当該個人番号カードを使用して、市長が指定する電子計算機に、暗証番号を自ら入力する方法

第13条第3項に次の1号を加える。

（3） 登録者が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2

号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第3項に1号を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

(参 考)

周南市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(登録の証明)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の証明は、電子計算機又は多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する<u>証明書等を発行する機能を有する機器で、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書で失効していないものが記録されているものをいう。以下同じ。)</u>を利用することにより、<u>自動的に証明書等を発行するもの</u>をいう。以下同じ。)により出力して作成した証明書を交付することにより行う。</p>	<p>(登録の証明)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 前項の証明は、電子計算機又は多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する<u>端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を発行するものをいう。以下同じ。)</u>により出力して作成した証明書を交付することにより行う。</p>
<p>(登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>個人番号カードの交付を受けている登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p> <p>(1) <u>登録者が、個人番号カードを添えて印鑑登録証明書交</u></p>	<p>(登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その内容が適正であるときは、当該印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</p> <p>(1) <u>登録者が、行政手続における特定の個人を識別するた</u></p>

現行	改正案
<p data-bbox="208 244 1122 456"><u>付申請書を提出し、当該個人番号カードを使用して、市長が指定する電子計算機に、暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号をいう。以下同じ。）を自ら入力する方法</u></p> <p data-bbox="174 647 360 679">(2) (略)</p>	<p data-bbox="1211 244 2125 635"><u>めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下「個人番号カード」という。）を添えて印鑑登録証明書交付申請書を提出し、当該個人番号カードを使用して、市長が指定する電子計算機に、暗証番号を自ら入力する方法</u></p> <p data-bbox="1178 647 1366 679">(2) (略)</p> <p data-bbox="1178 692 2125 1042"><u>(3) 登録者が、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を使用して、多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法</u></p>